

平成 2 4 年 5 月 1 1 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

平成 2 4 年度診療報酬改定における在宅療養支援診療所等に係る届出について

平成 2 4 年度診療報酬改定により、在宅療養支援診療所（在支診）及び在宅療養支援病院（在支病）においては、従来の在支診・在支病に比べ機能を強化した在支診・在支病の評価が行われました。この機能強化型の在支診・在支病は、複数の保険医療機関による連携体制により施設基準を満たすことによる届出も可能となっております。

この際の届出につきましては、連携体制を構築する複数の保険医療機関のうち、一つの保険医療機関が代表して在宅看取り数等の実績の届出も含めた届出を行うことで足りるものであります。

連携する複数の保険医療機関が都道府県をまたいで連携している場合にあっては、代表して届出を行った保険医療機関の所在する都道府県事務所において、連携する保険医療機関が所在する他の都道府県事務所に、届出書の写しを送付すること等により共有し、受理通知については、それぞれの保険医療機関に対して、保険医療機関の所在地のそれぞれの都道府県事務所が発出することとする取扱いが、厚生労働省保険局医療課より、各地方厚生（支）局あてに通知されましたのでご連絡申し上げます。

また、「地域連携診療計画管理料・地域連携診療計画退院時指導料」や「がん治療連携計画策定料・がん治療連携指導料」に係る届出においても、計画管理病院や計画策定病院が代表して、連携医療機関に係る届出を併せて行うことも可能となっており、この場合についても、都道府県をまたいで複数の保険医療機関が連携している場合には、在支診・在支病の届出と同様の取扱いが行われることとなります。

〈添付資料〉

平成 2 4 年度診療報酬改定における在宅療養支援診療所等に係る届出について

（平 24. 5. 10 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定における在宅療養支援診療所等に係る届出について

平成24年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等の関係告示等が公布され、その円滑な施行に御尽力いただいているところですが、在宅療養支援診療所等の複数の保険医療機関の連携に係る届出については、下記のとおりと致しますので、その取扱いに遺漏なきよう宜しくお願い致します。

記

1. 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の届出関連

- (1) 地域における在宅療養の支援体制を構築することにより在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の要件（特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）第三医学管理等の五（2）又は第四在宅医療の一（2））を満たす場合の届出及びこれらの在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院に係る在宅看取り数等の実績の届出（特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成24年3月5日保医発0305第3号）別添2様式11の4）については、当該体制を構築する複数の保険医療機関のうち一つの保険医療機関が届出を実施することで足りる。
- (2) (1) の場合において、当該複数の保険医療機関に、当該届出が行われた都道府県事務所の管轄地以外の都道府県に所在する保険医療機関が含まれている場合には、届出が行われた都道府県事務所から当該保険医療機関を管轄する他の都道府県事務所に、届出書の写しを送付することと等により共有し、受理通知については、それぞれの保険医療機関に対して、それぞれ所管する都道府県事務所より発出を行うこと。

2. 地域連携診療計画管理料・地域連携診療計画退院時指導料に係る届出関連

地域連携診療計画管理料、地域連携診療計画退院時指導料の施設基準に係る届出は、計画管理病院において、地域連携診療計画退院時指導料の算定を行う連携医療機関に係る届出を併せて行っても差し支えない（特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて別添1第10の2）こととされているが、当該連携医療機関に、当該届出が行われた都道府県事務所の管轄地以外の都道府県に所在する保険医療機関が含まれている場合には、届出が行われた都道府県事務所から当該保険医療機関を管轄する他の都道府県事務所に、届出書の写し

を送付することと等により共有し、受理通知については、それぞれの保険医療機関に対して、それぞれ所管する都道府県事務所より発出を行うこと。

3. がん治療連携計画策定料・がん治療連携指導料に係る届出関連

がん治療連携計画策定料、がん治療連携指導料の施設基準に係る届出は、計画策定病院において、がん治療連携指導料の算定を行う連携医療機関に係る届出を併せて行っても差し支えない（特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて別添1第11の2の3（1））こととされているが、当該連携医療機関に、当該届出が行われた都道府県事務所の管轄地以外の都道府県に所在する保険医療機関が含まれている場合には、届出が行われた都道府県事務所から当該保険医療機関を管轄する他の都道府県事務所に、届出書の写しを送付することと等により共有し、受理通知については、それぞれの保険医療機関に対して、それぞれ所管する都道府県事務所より発出を行うこと。

4. 留意事項

届出を行う保険医療機関においては、他の連携する保険医療機関に対して、届出を行った内容等について提供する等、情報共有を図るよう助言を行うこと。